

2021年6月17日

群馬県教育委員会
教育長 平田 郁美 様

新型コロナウイルス感染症の感染拡大における教職員の勤務にかかわる緊急要求書

全群馬教職員組合（全群教）
執行委員長 勅使河原 章雄

「まん延防止等重点措置」が解除されましたが、新型コロナウイルス感染症はいまだに収束の見通しが立ちません。より感染力が強い変異株への置き換えがすすみ、児童・生徒の感染例も出ておりいっそうの警戒と対応が必要になっています。そうしたなかで、学校が安心・安全な場所となり子どもたちの学ぶ権利を保障することはますます重要になっています。必要な感染防止対策をおこないながら一人ひとりの子どもたちの成長・発達を保障するために、この間も多くの課題が出てきています。また、教職員はコロナ感染拡大防止対策をおこないながら日々の教育活動をすすめています。肉体的にも精神的にも非常に過酷な勤務を余儀なくされています。さらに、教職員が感染拡大の起点とならないよう対策をとることも急務です。これまで以上に教育行政には、感染防止対策のための教育条件整備が求められるとともに、コロナ禍のもとでの教職員の勤務を支えることが求められます。そのための様々な対応や施策、感染防止対策を各市町村や学校まかせにするのではなく、県の責任でその実状を把握し十分な予算措置もおこない必要な対策をとることが必要です。

昨年度から職場の切実な実態から様々な要求・要請を重ねてきていますが、以上の観点からあらためて下記事項について要求します。

記

1. 教職員が定期的に PCR 検査を受けられる体制を整えること。
2. 学校で感染が発生した場合等において、必要なすべての児童生徒・教職員が PCR 検査を受けることができるようにすること。
3. 修学旅行などの学校行事の変更により生じる家庭や学校の経済的負担について財政的措置をすること。
4. 新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に向け以下のことを実施すること。
 - (1) 常勤・非常勤を問わず、教職員がワクチン接種を受けられる体制を整えること。
 - (2) 常勤・非常勤を問わず、教職員本人のワクチン接種等に要する時間については職務専念義務免除の扱いとすること。
 - (3) 摂取後に発熱等の症状がみられた場合には、ワクチン接種に伴う副反応かどうかにかかわらず、常勤・非常勤を問わず、有給の特別休暇の扱いとすること。
 - (4) ワクチン接種は、教職員の自由意志にもとづくものであり強制できないことを確認すること。
 - (5) 教職員の家族がワクチン接種を受ける際の手続き及び付き添い等について特別休暇の扱いとす

ること。

5. 公務上及び通勤途上で発生した新型コロナウイルス感染が「公務上の災害」となることを周知し、感染した場合には公務災害認定申請を行うよう徹底すること。教職員が感染し感染経路が特定されない場合であっても、「医療従事者等」と同じように「公務外で感染したことが明らかである場合を除き、原則として公務上の災害」として取り扱うこと。
6. 学級閉鎖や休校措置等を実施した場合でも、各学校の子どもの実態をふまえた教育課程編成を尊重すること。計画された授業時数が確保できない場合でも、2020年5月15日文科省通知から各学校と子どもたちの実態をふまえた柔軟な対応として可能であると周知徹底すること。
7. 休校措置をおこなう際には、臨時・非常勤教職員の身分や賃金を保障し、継続雇用すること。市町村での雇用の場合にも同様の措置をとるよう指導すること。
8. コロナ感染症にかかわる緊急業務に従事した教職員への「特別手当」支給を具体化し、そのための予算措置を行うこと。
9. 新型コロナウイルス感染症への対応を口実とした「教育のICT化」の強要・強制をしないこと。また、「ICT活用」にあたっては下記内容について実施すること。
 - (1) 「ICT活用」を自己目的化するような施策や指示を行わないこと。また、そうしたことのないよう各市町村教委・学校を指導すること。
 - (2) コロナ感染症にかかわる休校措置などの場合にも、機械的・一律の「ICTの活用」を行うことなく、その活用の是非・内容については、各教職員の検討と判断によるものとする。
 - (3) 「ICTの活用」が子どもの生活や健康に与える影響について実態把握の手立てや対策を示し、ネット・ゲーム依存などとの関連なども含め、子どもの生活や健康に対する全体的な影響をあきらかにし具体的な対策を示すこと。
 - (4) 子どもと学校の実態をふまえた教材づくりなどが困難となる、ICTの活用とあわせたSTEAM教育プログラムなど特定の教育内容の押しつけはしないこと。
 - (5) 家庭での通信環境、児童・生徒の習熟度の格差がそのまま学びの格差につながらないよう具体的な措置をとること。
 - (6) 機器の配置・設定や、管理・保管等に関わる業務が教職員の負担増につながらないよう必要な人的配置を含む具体的措置を行うこと。
 - (7) 国が機器の更新やメンテナンス・ソフト購入などの費用負担を行わないなか、市町村の財政格差が地域の教育格差につながらないよう具体的措置を講ずること。
 - (8) 年齢や発達段階・健康状態に応じた活用やルールづくりができるよう、各学校や市町村での検討や準備を時間をかけていねいにすすめること。とくに障害のある子どもの特性に応じた検討をおこなうこと。
 - (9) タブレット等のICT端末を家庭に持ち帰らせる指導を強制しないこと。

以上